

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年8月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 農地法適用外事実確認願証明について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 15番 山ノ内 正 委員 |
| 16番 大 竹 正 信 委員 | 17番 廣 川 哲 也 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員 | 19番 五十嵐 俊 雄 委員 |
| 20番 坂 井 和 弘 委員 | 21番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 嘉 藤 太加雄 委員 | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |
| 30番 原 正 利 委員 | 31番 小 師 勉 委員 |
| 32番 目 黒 伸 一 委員 | 33番 山 田 佳 典 委員 |
| 34番 蒲 澤 正 委員 | 35番 小 林 六 一 委員 |

欠席委員 1名

14番 村山 佐喜雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂 純 司

事務局 次 長 斎 藤 公 明

経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝

経営基盤係主任 堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。16番、大竹正信委員、18番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらん願います。今月の申請は、再設定1件、6,823㎡でございます。1件の申請でございます。

35番から説明いたします。

35番につきましては、月岡1丁目地内、14筆の再設定であります。再設定でありますので、詳細説明を略させていただきます。

申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長、村井委員は坂井会長代理の隣に着席願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会は、8月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、再設定1件、6,823㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

2ページをごらん願います。今月の申請は1件の申請で、207㎡でございます。

それでは、22番から説明いたします。

22番は、上野原ほか地内の農地3筆、207㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。
4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、面積207㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認の結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。
3ページをごらん願います。今月の申請は3件の申請で、計2,729㎡であります。
それでは、16番から順に説明をいたします。

16番は、西鱒田ほか地内の農地2筆、268㎡を既存宅地と一体利用として、農舎1棟、農機具格納庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、鱒田保育所北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

17番は、直江町3丁目地内の農地3筆、1,946㎡を共同住宅2棟、駐車場36台の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧斎場北西側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、泉新田地内の農地1筆、515㎡を農機具格納庫1棟、通路、屋外作業所、農作業納屋2棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、泉新田集会所

北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして2,729㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、5ページをごらん願います。4件の申請で、合計5,175㎡であります。

それでは、戻りまして4ページの36番から順に説明をいたします。

36番は、東大崎地内の農地9筆、4,057㎡を賃借権の設定により取得し、葬儀場1棟、駐車場93台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条自

動車学校西側で、国道289号線に隣接しております。都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、吉野屋地内の農地1筆、330㎡を使用貸借権の設定により取得し、同時申請の隣接地と一体利用として住宅1棟、作業所1棟、資材置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、吉野屋フォーラム南側150m付近で、宅地割合が4割を超えている地域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

38番は、吉野屋地内の農地1筆、495㎡を売買により取得し、同時申請の隣接地として一体利用としたいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、吉野屋フォーラム南側150m付近で、宅地割合が4割を超えている地域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、西中地内の農地1筆、293㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。場所につきましては、県道長岡・見附・三条線の西中交差点の南側100m付近で、県道に隣接しております。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上4件については、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして5,175㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長、村井委員におかれましては、大変ありがとうございました。自席へ戻ってください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第4号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ありませんでしょうか。

ご発言がないようですので、報告事項を終わりにいたします。

来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日用意いたしました案件については全て終了いたしました。長時間にわたり、本当にありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 6 番)

議 事 録 署 名 委 員 (1 8 番)
